

神奈川県砂防指定地の管理に関する条例 許可申請の手引き

津久井治水センター 許認可指導課

令和6年7月作成

はじめに

砂防条例の申請をされるにあたって、手続きを円滑に進めていただくために、申請までの手順や、申請に必要な書類・留意事項等についてまとめた手引きを作成いたしました。砂防条例の許可申請をお考えの際には、こちらを参照されますようお願いいたします。

御不明な点等がございましたら、当センター許認可指導課まで御相談ください。

連絡先

厚木土木事務所 津久井治水センター
〒252-0157 神奈川県相模原市緑区中野 937-2 津久井合同庁舎 2階
電話番号：042-784-1111（代表）441～443, 445（内線）
窓口受付時間：9時から12時まで、13時から16時まで

砂防条例の許可についての流れ

事前相談

あらかじめお電話で御予約のうえ、お越しく下さい。



本申請

申請から許可までは概ね20日ほどかかります。

お時間に余裕をもって御提出ください。



許可



工事着手

工事を開始した日の翌日から10日以内に、工事着手届を御提出ください。



工事完了

工事を完了した日の翌日から10日以内に、工事完了届を御提出ください。

※添付書類の不備・不足に御注意ください。

(詳しくは別紙「砂防条例に係る着手届・完了届の提出について」を御参照ください。)

1. 砂防条例の目的

砂防指定地（注1）では、土石流による災害を防止するために、一定の行為を制限・禁止しています。

本県では、平成15年4月1日より施行された「神奈川県砂防指定地の管理に関する条例」により、砂防指定地内で工作物の設置・砂防設備の占用・土石の採取などの一定の行為を行う場合には、許可を受けることが必要となっています。

なお、許可申請にあたっては、砂防指定地管理上の観点と、許可申請行為の必要性・行為内容を総合的に判断し、慎重に審査を行うため、審査には時間がかかります。申請にあたっては、お時間に余裕を持った上で事前相談・御提出をお願いいたします。

注1 砂防指定地

土石流による災害を防止するために、砂防設備の設置や一定の行為の禁止、又は制限を必要とする土地で、国土交通大臣が指定するものをいいます。

砂防指定地について詳しく知りたい場合は、許認可指導課まで御相談ください。

2. 条例の内容

（1）禁止行為

砂防指定地において砂防設備を損壊し、又は損壊する恐れのある行為は禁止行為です。ただし、以下の許可を受けて行う場合はこの限りではありません。

（2）制限行為の許可

砂防指定地で次の行為をしようとするときは許可を受けなければなりません。

- ア 開墾・掘削その他土地の形状を変更する行為
- イ 建築物・道路・橋梁その他の施設又は工作物の新設・改設又は除却
- ウ 土石・鉱物等の採取・堆積又は投棄
- エ 竹木の伐採又は滑送若しくは地引きによる運搬

ただし、次に掲げる行為については許可は必要ありません。

詳細については窓口に御確認ください。

- ・非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ・その他治水上砂防のため支障がない軽易な行為で規則で定めるもの

(3) 砂防設備の占用許可

砂防設備の占用をしようとするときは許可を受けなければなりません。

また、砂防設備の上空・地下を占用しようとするときも許可を受けなければなりません。ただし、その土地が、河川法が適用又は準用される土地、知事以外の者がその権原に基づき管理する土地の場合は除きます。

(4) 許可期間

砂防指定地内の制限行為許可→3年以内

砂防設備の占用 →5年以内

(5) 新たに砂防指定地になった場合の措置

新たに砂防指定地の指定が行われた際に、既に制限行為に着手している者は、この条例の許可を受けたものとみなされますが、既着手行為届出書を提出することが必要です。

(6) 占用料の徴収

砂防設備の占用の許可を受けた方から、砂防設備占用料を徴収しています。占用料の額は、河川における土地の占用料に準じます。詳しくは、神奈川県流水占用料等徴収条例を御確認ください。

(7) 罰則規定

砂防設備を損壊した者・許可を受けずに制限行為や砂防設備の占用を行った者等には、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」が科せられます。

4. 許可申請の方法

(1) 事前相談

申請に先立ち、申請人若しくは代理人が来所の上、申請内容を御説明ください。

その際には、**工事施工内容**がわかる図面（実測平面図・横断図）と現況写真、その他参考になる図面等を御持参ください。

事前相談等のために来所いただく際には、あらかじめ電話で日時を御予約ください。御予約がない場合、お待ちいただいたり、担当者不在でお受けできない場合がございます。

(2) 本申請

ア 標準処理期間

申請から許可までの標準処理期間は以下の通りです。

この日数には、書類の補正にかかる日数や、土日祝・年末年始を含みません。また、許可になるまでは、工事に着手することができません。申請にあたっては、十分時間に余裕をもって行ってください。

根拠条文	所長許可
第3条第1項 砂防指定地内制限行為許可	20日
第3条第2項 砂防設備占用許可	20日

イ 申請書類

砂防指定地内制限行為許可申請書（第1号様式）に必要な事項を記載のうえ、概ね次に掲げる書類を添付して申請してください。

※申請内容により添付書類が多少異なります。各書類の詳細については後述を御参照ください。

図面

- ・位置図
- ・平面図
- ・縦断面図及び横断面図
- ・工作物構造図
- ・公図の写し

書類

- ・登記事項証明書
- ・利害関係人の承諾書
- ・理由書
- ・現況写真
- ・その他所長が必要と認める書類

ウ 申請書の提出

申請書を提出される際は、事前に担当宛に連絡し、できる限り担当者への提出をお願いいたします。

5. 許可後の留意事項

以下は全て重要な内容ですので、必ずお読みください。

- (1) 許可になりましたら御連絡いたしますので、許可書の受領にお越しく下さい。その際、受領した旨の印鑑又はサインをお願いします。
- (2) 許可書を熟読いただき、許可内容を遵守してください。申請内容・条件は、現場責任者まで周知徹底をお願いします。
- (3) 申請内容通り工事を施工してください。申請内容を変更する場合には、新たに変更許可申請を行い、変更許可を受ける必要があります。
- (4) 許可書及び申請書は、紛失しないよう大切に保管してください。
- (5) 占用料は、後日送付する納入通知書により、定められた期日までに納入してください。
- (6) 工事着手届は、**工事を開始した日の翌日から起算して 10 日以内**に御提出ください。
- (7) 工事完了届は、**工事を完了した日の翌日から起算して 10 日以内**に御提出ください。その際、工事が許可内容通りに施工されたことが確認できる写真を必ず添付してください。写真についての注意点は以下の通りです。

- ア 施工前・施工中・施工後につき、それぞれ同一箇所・同一角度から撮影してください。
- イ 掘削・盛土・切土等土地の形状変更や、工作物の新築等を行う場合は、**スケール等を当てて、幅・深さ・高さ・規模等がわかるように撮影**してください。
- ウ **スケールの目盛りや黒板の文字が明瞭に見える写真**を御用意ください。
- エ 行為地が砂防設備に近接している場合、申請された建築物・工作物等の位置関係がわかるようにスケールを当てた写真を添付してください。
- オ **撮影年月日を明示**してください。

- (8) 工事施工期間を遵守してください。期間内に工事を完了することができないと予測される場合には、工期について新たに変更許可申請を行い、変更許可を受ける必要があります。遅くとも、**許可満了期間の 30 日前まで**に御提出いただく必要がありますので、お早めに当センターへ御連絡のうえ、指示を受けてください。
- (9) 工事完了届が提出されましたら、当センターで完成検査を行います。特に指示のない限り、申請者の立会いは必要ありません。また、検査に合格した場合、こちらからの連絡はいたしません。
- (10) 工事の施工にあたっては、以下のことを遵守してください。

- ア 現場管理を十分に行い、事故のないようにしてください。
- イ 既存の砂防設備等を損傷したときは、直ちに当センターへ連絡し、原形復旧してください。
- ウ 付近住民等の関係者と十分調整を行ってください。
- エ 工事現場の見やすい場所に、許可年月日・許可番号・許可工事施工期間・現場責任者の氏名及び連絡先等の必要事項を記載した工事表示板を掲示してください。
- オ 工事中、砂防指定地内に工材・廃棄物・排水等を排出しないでください。
- カ 工事が完了したときは、機材その他工事に使用した物件を全て現場から搬出し、整理してください。
- キ 異常気象に対応できる体制を確保しておいてください。

- (11) 設置した工作物の維持管理には十分留意してください。なお、改築を行う場合には、当センターまで御連絡のうえ、指示を受けてください。
- (12) 砂防設備の占有が関係する物件については、以下の事項に御注意ください。

- ア 占有には許可期間があります。期間満了後にも引き続き占有の意思がある場合には、継続許可の手続きが必要となります。**期間満了の2か月前までに**当センターの指示を受け、継続の申請手続きを行ってください。
- イ 占有の権利は許可なく他人に譲渡できません。譲渡する場合には、改めて許可が必要となりますので、当センターの指示を受けてください。
- ウ 占有料は、年額分を一括で納入していただきます。納期までに納入してください。

6. 申請添付書類の作成要領

神奈川県砂防指定地の管理に関する条例規則より

行為	図面			書類
	種類	明示しなければならない事項	縮尺	
開墾・掘削その他 土地の形状を 変更する行為	位置図	方位・施工箇所・付近の道路 及び目標となる地物	適宜	計算書（切土又は盛土 が50m ³ 以上の場合に 限る。） 捨土処理方法に関する 書類（捨土を生ずる場 合に限る。） 利害関係人の承諾書
	平面図	方位・行為地の境界線・計画 及び断面図に用いた断面の位置	1/1000 よりも 大であること	
	縦断面図 及び横断面図	現況及び行為後の状況の対比	適宜	
建築物・道路・橋梁 その他の施設 又は工作物の 新設・改設又は除却	位置図	方位・施工箇所・付近の道路 及び目標となる地物	適宜	利害関係人の承諾書
	平面図	方位・行為地の境界線及び計画 並びに当該施設等が排水を伴う ものであるときはその排水施設	1/1000 よりも 大であること	
	構造図		適宜	
土石・鉱物等の 採取・堆積又は投棄	位置図	方位・施工箇所・付近の道路 及び目標となる地物	適宜	計算書（土石・鉱物等の 採取・堆積等が50m ³ 以 上の場合に限る。） 利害関係人の承諾書
	平面図	方位・行為地の境界線 土石・鉱物等の採取又は投棄の区域 及び土石・鉱物等の運搬の経路	1/1000 よりも 大であること	
	縦断面図 及び横断面図	現況及び行為後の状況の対比	適宜	
竹木の伐採又は 滑送若しくは地引き による運搬	位置図	方位・施工箇所・付近の道路 及び目標となる地物	適宜	利害関係人の承諾書
	平面図	方位・行為地の境界線・林況・竹木の 運搬の経路及び伐採等の計画	1/1000 よりも 大であること	
	縦断面図 及び横断面図	現況及び行為後の状況の対比	適宜	
砂防設備の占用	位置図	方位・施工箇所・付近の道路 及び目標となる地物	適宜	
	平面図	方位・行為地の境界線・林況・竹木の 運搬の経路及び伐採等の計画	1/1000 よりも 大であること	
	構造図		適宜	

	求積図	方位並びに占用部分及び砂防設備占用料の徴収に係る部分の面積計算	適宜	
上記の行為に共通して添付を求めることができる図面及び書類	公図の写し			登記事項証明書・現況写真・理由書・工事工程表・施工計画書その他所長が必要と認める書類
	その他所長が必要と認める図面			

※利害関係人の承諾書は、行為地が自己所有地以外に及ぶ場合等に必要とするものとします。

※その他所長が必要と認める書類については、制限行為の内容や規模に応じて、縦断面図・横断面図・求積図等を求めることができるものとします。

※理由書には、砂防指定地内で行為・占用を行うことにつき、やむを得ない理由や、経緯等を記載してください。様式は自由です。